

2025年8月27日

各位

会社名	株式会社メタプラネット		
代表者名	代表取締役社長	サイモン・グロヴィッチ	(スタンダード市場 コード: 3350)
問合せ先	IR部長	中川 美貴	
電話番号	03-6772-3696		

## 海外募集による新株式発行に関するお知らせ

当社は、2025年8月27日開催の取締役会において、以下のとおり、海外募集による新株式発行（以下「本海外募集」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、2025年9月1日開催予定の臨時株主総会において、第1号議案として「定款一部変更（発行可能株式総数増加）の件」を付議する予定ですが、本海外募集は、本海外募集完了後の発行済株式総数（潜在株式数を含みます。）が当社の発行可能株式総数を上回らない範囲内で実施される予定であり、株主総会における承認が得られなかった場合には、現状の発行可能株式総数の範囲内での発行となります（当該議案の詳細につきましては、2025年8月12日付の「臨時株主総会招集ご通知」をご参照ください。）。

### 【本海外募集の背景及び目的】

当社は、現在の世界経済が、資本と労働を中心とした旧来の供給構造と、情報技術を基盤とする新たな経済基盤との間で構造的な変化を迎えていると考えております。さらに、戦後の通貨体制も、地政学的リスクの高まり、貿易政策の見直し、累積債務への懸念といった要因により、大きな転換点を迎えております。こうした環境下で、安全資産とされてきた国債は価格下落（金利上昇）傾向にあり、金はインフレヘッジ及び通貨リスク回避の手段として再評価されています。

このような背景のもと、ビットコイン（以下「BTC」という。）は発行上限がプログラム上で明確に定められ、恣意的な増発が不可能であるという高い希少性、国境や物理的制約を受けず迅速かつ低コストで移転・保管が可能な利便性、第三者信用を必要としない取引の透明性・信頼性といった特性から、その戦略的意義が急速に高まっていると当社は確信しております。

当社は2024年4月以降、BTCを中長期的な価値保存手段と位置づけ、自社資産として戦略的に保有する「ビットコイントレジャー企業」へと転身しました。そして2025年1月28日に公表した「21ミリオン計画」に基づく資金調達を通じて、短期間で大規模なBTC取得を実現し、市場からの支持と当社株式の高い流動性を確認いたしました。

この成果を踏まえ、2025年6月6日に新たに公表した「555ミリオン計画」では、当初の保有目標を大幅に上方修正し、2027年末までに21万BTC超（発行上限の1%以上）の保有を目指しております。本計画においては、第20回乃至第22回の行使価額修正条項付新株予約権を発行し、割当先による権利行使による資金調達を進めておりますが、これに加えて本海外募集によりBTC取得をさらに加速させ、戦略的保有の拡大を一層推し進める狙いがあります。なお、第20回乃至第22回新株予約権の詳細については、2025年6月6日付「第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

加えて、当社は資本政策の柔軟性を高め、資金調達手段を多様化するため、BTCを裏付けとする優先株式の発行を可能とする制度的準備を進めており、2025年8月1日付で優先株式（以下「本優先株式」という。）の発行登録を実施いたしました。想定する優先株式は、複数種類を定款に規定し、配当条件や転換権の有無などにより異なる投資特性を持たせることで、国内外の多様な投資家層のリスク・リターン嗜好に応える設計とする予定です。特に、安定した固定配当を志向するインカム重視層、そして普通株式への転換による資本成長を狙う成長志向層の双方に訴求できる商品性を目指します。

本海外募集は、短期間で大規模なBTC取得を行い、BTC NAV（ビットコイン純資産価値）を飛躍的に拡大することを主眼とし、調達資金は主にBTCの購入に充当する予定です。これにより、1株あたりBTC数量及び

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

BTC イールドの最大化を図ります。また、本優先株式の価値を裏付ける基盤として、BTC NAV の規模は極めて重要であるため、本海外募集により、その早期拡大を図ります。

当社の株主数は2025年6月末時点で12万8千人に達し、株主基盤は順調に拡大しております。今後の持続的成長には、既存株主との関係強化に加え、海外の大手グローバル機関投資家層とのアクセス及びエンゲージメント強化が不可欠であると認識しております。これは、グローバル機関投資家が長期安定資金の供給源であると同時に、国際的な信託を高め、当社の資本市場での評価や流動性向上にも資する存在であると考えられるためです。このような背景から、本海外募集は海外市場で実施し、成長戦略の実現に向けた財務基盤の一層の強化を図るものです。

なお、本優先株式の発行及び上場計画については現時点では未定です。本優先株式の上場には、証券取引所との事前相談を経たうえで所定の上場審査を受ける必要がありますが、現時点ではその事前相談は開始しておりません。そのため、仮に上場を指向したとしても、本優先株式の上場が認められない可能性もあります。本優先株式に係る定款変更及び発行登録の詳細は、2025年8月1日付「定款の一部変更及び種類株式発行に係る発行登録に関するお知らせ」をご参照ください。

## 1. 海外募集による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数
- 下記①及び②の合計による当社普通株式 555,000,000 株
- ①引受人（以下に定義する。）の買取引受けの対象株式として当社普通株式 180,000,000 株
- ②引受人の追加的な買取引受けの対象株式の上限として当社普通株式 375,000,000 株
- なお、上記②に記載の引受人の追加的な買取引受けの対象株式の数は、引受人が、投資家からの当社普通株式に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で発行価格等決定日（以下に定義する。）に決定するものとする。
- また、当社は、2025年9月1日開催予定の臨時株主総会において、第1号議案として「定款一部変更（発行可能株式総数増加）の件」を付議する予定ですが、下記（4）記載の引受人は、本海外募集完了後の発行済株式総数（潜在株式数を含みます。）が当社の発行可能株式総数を上回らない範囲内で本海外募集に係る申込みを行う予定であり、申込みがなされた限度にて株式が発行されることになるため、実際の発行数は上記よりも減少する場合があります。
- (2) 払込金額の決定方法
- 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2025年9月9日（火）から2025年9月11日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額
- 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法
- 海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Morgan Stanley & Co. International plc 及び Cantor Fitzgerald & Co. をリード・マネージャー兼共同ブックランナーとする引受団（以下「引受人」と総称する。）に上記（1）①に記載の全株式を買取引受けさせる。また、投資家からの当社普通株式に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で、上記（1）②に記載の株式数を上限として引受人が発行価格等決定日に決定する株式数を引受人に追加的に買取引受けさせることがある。

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

なお、発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 払込期日 2025年9月16日（火）から2025年9月18日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日に相当する払込期日は以下のとおりとする。
  - ①発行価格等決定日が2025年9月9日（火）の場合、2025年9月16日（火）
  - ②発行価格等決定日が2025年9月10日（水）の場合、2025年9月17日（水）
  - ③発行価格等決定日が2025年9月11日（木）の場合、2025年9月18日（木）
- (7) 受渡期日 上記（6）に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本海外募集に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長サイモン・ゲロヴィッチ又はその選任する代理人に一任する。

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	722,014,340株	(2025年8月22日現在)
		(注) 1.
本海外募集による増加株式数	555,000,000株	(注) 2.
本海外募集後の発行済株式総数	1,277,014,340株	(注) 2.

- (注) 1. 当社は、新株予約権を発行しているため、2025年8月22日現在の数値を記載しております。
2. 2025年9月1日開催予定の臨時株主総会において、第1号議案として付議される予定の「定款一部変更（発行可能株式総数増加）の件」が承認され、上記「1. 海外募集による新株式発行」(1)②に記載の、投資家からの当社普通株式に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で引受人が発行価格等決定日に決定する引受人の追加的な買取引受けの対象株式として当社普通株式375,000,000株（上限）の全部につき、引受人の買取引受けが実施された場合の数値を記載しております。なお、当該議案が原案通り承認可決された場合、当社の発行可能株式総数は2,723,000,000株になります。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

本海外募集による手取概算額130,334百万円については、以下のとおり充当する予定です。

- ①ビットコインの購入：123,818百万円
- ②ビットコイン・インカム事業：6,516百万円

#### ①ビットコインの購入

我が国の高い債務水準や長期にわたる実質マイナス金利、止まらない円安等に象徴される現在の日本の厳しい経済環境を踏まえ、当社は、2024年5月13日付「メタプラネットの財務管理の戦略的転換およびビットコインの活用について」にて開示したとおり、戦略的にBTCを主要準備資産として採用するべく、財務管理の軸足を移しました。この決定は、円安に伴う資産リスクを軽減し、BTCの長期的な上昇の可能性を活用することを目的としています。当社が資金調達を通じて今後もBTCの保有を増やしていくことにより、日本円の価値崩壊から隔離され、インフレーションの影響を排除することで、企業価値の持続的な向上が達成できると信じているからであります。かかる方針を一層推進するため、本海外募集による資金調達金額のうち、2025年9月から2025年10月にかけてBTCの購入のために123,818百万円を充当します。なお、当社は、2025年8月25日時点において18,991枚（時価約3,146億円）のBTCを保有しております。

#### ②ビットコイン・インカム事業

BTCの保有自体には、金利等の収益は発生しません。そのため、当社では、ビットコイントレジャーリー事業の一環として、プットオプション売取引を活用した収益の確保を行っております。2025年8月13日付「2025年12月期第2四半期決算短信（中間期）〔日本基準〕（連結）」にて開示のとおり、2025年12月期第2四半期においては、この事業で1,904百万円の売上収益を挙げており、当期においても利益の積み上げを図り、通期での営業利益の黒字を確保してまいり所存です。そのため、本海外募集による資金調達金額のうち、2025年9月から2025年12月にかけて6,516百万円を当該事業におけるプットオプション売取引に係る証拠金の積み増し資金に充当することといたしました。

なお、上記の手取概算額は、2025年8月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とし、上記「1. 海外募集による新株式発行」(1)②に記載の引受人の追加的な買取引受けの対象株式の発行が行われないと仮定して算出した見込額です。本海外募集の手取概算額は発行価格等決定日に決定されますが、実際の手取概算額が上記の見込額を上回る場合には、当該上回る金額のうち、上記①記載のBTCの購入に対して同金額の概ね95%を、上記②記載のビットコイン・インカム事業に対して同金額の概ね5%を追加充当する予定です。また、実際の手取概算額が上記の見込額を下回る場合には、上記①記載のBTCの購入に対する充当予定額を減少させる予定です。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

当社は、2025年6月30日付「資金使途の変更に関するお知らせ」で公表のとおり、2025年6月6日

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

付取締役会決議に基づき実施した第三者割当による第 20 回乃至第 22 回の行使価額修正条項付新株予約権の発行及び行使による調達資金の使途を以下のとおり変更しております。変更箇所は下線を付しております。  
(変更前)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①社債の返済	<u>42,310</u>	2025年6月～2025年12月
②ビットコインの購入	<u>703,567</u>	2025年6月～2027年6月
③ビットコイン・インカム事業	20,000	2025年6月～2027年6月
④運転資金	1,500	2025年6月～2026年12月
合計	767,377	

(変更後)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①社債の返済	<u>72,310</u>	2025年6月～2025年12月
②ビットコインの購入	<u>673,567</u>	2025年6月～2027年6月
③ビットコイン・インカム事業	20,000	2025年6月～2027年6月
④運転資金	1,500	2025年6月～2026年12月
合計	767,377	

### (3) 業績に与える影響

本海外募集による 2025 年 12 月期通期連結業績予想に与える影響は軽微であると考えますが、今後の業績に重大な影響を与えることが明らかになった場合には、速やかに開示いたします。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元が重要な経営課題の一つであることを認識しておりますが、当面の間は戦略的なビットコインの取得及び長期保有を優先するため、普通株式に対する配当は行わない方針を選択しております。この方針は当社の「ビットコイントレジャー戦略」の中核を成すものであり、剰余資金を株主還元ではなくビットコインの蓄積・保有に充てることが、中長期的により大きな株主価値の向上につながると考えております。

当社はこの方針を当面維持する予定です。将来、普通株式に対する配当の実施について判断する場合は、ビットコイン取得戦略との整合性や当社の財務状況を考慮し、慎重に行います。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

### (3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

### (4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2022年12月期 (連結)	2023年12月期 (連結)	2024年12月期 (連結)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	171.03円	△62.93円	226.65円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—円	—円	187.58円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	—円	—円	—円
配当性向	—%	—%	—%
純資産配当率	—%	—%	—%

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、2023年12月期は潜在株式が存在する

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

ものの、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。2022年12月期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり配当額（内1株当たり中間配当額）、配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 2024年6月28日開催臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されており、効力発生日（2024年8月1日）をもって10株を1株に株式併合しております。このため、上表の1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、2022年12月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は以下のとおりであります。

なお、前記「2. 今回の増資による発行済株式総数の推移」に記載の本海外募集後の発行済株式総数1,277,014,340株に対する下記の交付株式残数合計の比率は25.6%（下記（注）2.に記載の通り、第10回新株予約権にかかる「新株式発行予定残数」を319,253,585株として計算）となる見込みであります。

（注）下記発行予定残数が全て新株数で交付された場合の潜在株式の比率になります。

#### ストックオプションの付与状況（2025年8月22日現在）

回号・決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	権利行使期間
第10回新株予約権 2022年12月28日	180,503,585株 (注) 2.	10円	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）	2026年2月8日から 2033年2月7日まで
第18回新株予約権 2025年4月11日	4,575,000株	105円	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする（計	2026年4月1日から 2036年3月31日まで

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

			算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)	
第19回新株予約権 2025年5月9日	3,600,000株	105円	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)	2026年4月1日から 2036年3月31日まで

- (注) 1. 当社は、2024年8月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っており、また、2025年4月1日付で当社普通株式1株につき10株の割合による株式分割を実施しておりますので、上表の1株当たり「新株式発行予定残数」、「行使時の払込金額」及び「資本組入額」は、当該株式併合及び株式分割後の内容を記載しております。
2. 2022年12月28日付の当社取締役会及び2023年2月7日開催の当社株主総会の決議に基づき、2023年2月8日に発行された第10回新株予約権(以下「第10回新株予約権」という。)については、当社の完全希薄化後発行済株式総数(以下に定義する。)が変動する場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとしております(以下、調整後の第10回新株予約権の目的たる株式の数を「調整後株式数」という。)。ただし、かかる調整は、第10回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第10回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとされております。

$$\text{調整後株式数} = \text{完全希薄化後発行済株式総数} \times 0.2$$

「完全希薄化後発行済株式総数」は、当社の発行済株式総数に、当社が発行し残存している全ての潜在株式を加えたものをいいます。本日時点では、残存する第18回新株予約権、第19回新株予約権、第20回及至第22回新株予約権の目的となる当社普通株式の総数を加えたものとなります。

もともと、当社は、第10回新株予約権の行使によって交付される株式数の上限を当該行使時点において実際に発行されている当社発行済株式数の25%以内とするために、第10回新株予約権の保有者5名(取締役2名、当社従業員3名)全てから、それぞれの保有個数に応じた行使制限に関する誓約を受領しており、これにより、第10回新株予約権の行使によって当該行使時点における当社発行済株式数の25%を超える株式が交付されることはありません。以上の取決めを踏まえ、第10回新株予約権に係る「新株式発行予定残数」については、完全希薄化後発行済株式総数に基づくものではなく、発行済株式数の25%(本海外募集前)としております。このため、本海外募集において予定されている新株式の発行(上記「1. 海外募集による新株式

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

発行」(1)②に記載の引受人の追加的な買取引受けの対象株式の全部につき、引受人の買取引受けが実施されたと仮定した場合の当該新株式の発行も含む。)が完了した場合、第10回新株予約権にかかる「新株式発行予定残数」は、319,253,585株になる見込みであります。

また、当社は、下記(3)に記載のとおり、第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権を発行しており、2025年8月22日現在における第20回乃至第22回新株予約権に係る潜在株式数は433,700,000株です。前記「2. 今回の増資による発行済株式総数の推移」に記載の本海外募集後の発行済株式総数1,277,014,340株に対する上記の潜在株式数の比率は34.0%となる見込みであります。

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。



## (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

### ① エクイティ・ファイナンスの状況

#### 第三者割当による新株式の発行

払込期日	2023年2月8日
調達資金の額	1,150,000,000円（第三者割当による第9回新株予約権の発行とあわせて発行諸費用の概算額である44,000,000円を差し引いた差引手取概算額は1,106,000,000円）
発行価額	1株当たり20円
募集時における発行済株式総数	57,192,187株
当該募集による発行株式数	57,500,000株
割当先	シュモンク・リミテッド マシアス・デ・テザノス パネフリ工業株式会社 ゲリット・ヴァン・ウインゲルデン ピヤジット・ルカリヤボン リン・コック ハリス・ノルディン 山口聡一 デビッド・スペンサー 阿部好見 MMXX ベンチャーズ・リミテッド サイモン・ゲロヴィッチ マーク・ライネック 王生貴久 ニナ・ゲロヴィッチ
発行時における当初の資金使途	①運転資金：200百万円 ②コア事業における開発・運営・宣伝費：40百万円 ③コンサルティング事業にかかる人件費：40百万円 ④投資事業にかかる投資原資：296百万円 ⑤借入金の返済：530百万円
発行時における支出予定時期	①2023年2月～2024年12月 ②2023年2月～2024年12月 ③2023年2月～2025年12月 ④2023年2月～2025年12月 ⑤2023年2月～2023年12月
現時点における充当状況	①運転資金：2024年12月までに200百万円全額充当済み ②コア事業における開発・運営・宣伝費：2024年12月までに40百万円全額充当済み ③コンサルティング事業にかかる人件費：2025年12月までに40百万円 ④投資事業にかかる投資原資：2025年12月までに296百万円全額充当済み ⑤借入金の返済：2023年3月までに530百万円全額充当済み

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

## 第三者割当による第9回新株予約権の発行

割当日	2023年2月8日
発行新株予約権数	670,000個
発行価額	総額15,410,000円(新株予約権1個につき23円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,355,410,000円
割当先	MMXXベンチャーズ・リミテッド EVO FUND
募集時における発行済株式総数	114,692,187株
当該募集による潜在株式数	67,000,000株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数: 670,000個 (残新株予約権数: 0個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	発行価額の総額 15,410,000円 行使価額の総額 2,505,410,000円 発行諸費用 44,000,000円 差引手取概算額 2,461,410,000円
発行時における当初の資金使途	①運転資金: 400百万円 ②コア事業における開発・運営・宣伝費: 290百万円 ③コンサルティング事業にかかる人件費: 150百万円 ④投資事業にかかる投資原資: 474百万円 ⑤借入金の返済: 41百万円
発行時における支出予定時期	①2023年2月~2024年12月 ②2023年2月~2024年12月 ③2023年2月~2025年12月 ④2023年2月~2025年12月 ⑤2023年2月~2023年12月
資金使途変更後の資金使途	①運転資金: 400百万円 ②コア事業における開発・運営・宣伝費: 206百万円 ③投資事業にかかる投資原資: 708百万円 ④借入金の返済: 41百万円
資金使途変更後の支出予定時期	①2023年2月~2024年12月 ②2023年2月~2024年12月 ③2023年2月~2025年12月 ④2023年2月~2023年3月
現時点における充当状況	①運転資金: 2024年12月までに400百万円全額充当済み ②コア事業における開発・運営・宣伝費: 2024年12月までに206百万円全額充当済み ③投資事業にかかる投資原資: 2025年12月までに708百万円全額充当予定 ④借入金の返済: 2023年3月までに41百万円全額充当済み

(注) 2024年6月10日付「第9回新株予約権の全部行使について」でお知らせしたとおり、第9回新株予約権の行使を終了しております。2024年6月11日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社が2022年12月28日に第9回新株予約権の発行を取締役会にて決議したときに企図していたWEB3やメタバース関連事業は、未だ収益化の見通しが立たないためこれらを取りやめることとし、新たにビットコインの購入・保有を当社の財務戦略の一環として取り入れることにしたため、変更しております。

## 新株予約権(非上場)の無償割当による第11回新株予約権の発行

ご注意: この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

割当日	2024年9月6日
発行新株予約権数	18,099,116個
発行価額	総額0円（新株予約権1個当たり0円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	9,958,720,380円 内訳： 新株予約権発行による調達額：0円 新株予約権行使による調達額：10,045,009,380円
割当先	2024年9月6日時点の株主名簿に記載又は記録された株主
募集時における発行済株式総数	18,169,218株
当該募集による潜在株式数	18,099,116株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：18,099,116個 （残新株予約権数：0個）
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	17,470,555,738円
発行時における当初の資金使途	①社債の償還：1,000百万円 ②ビットコインの購入：8,500百万円 ③運転資金：500百万円
発行時における支出予定時期	①2024年10月～2025年6月 ②2024年9月～2024年12月 ③2024年10月～2026年12月
資金使途変更後の資金使途	①社債の償還：1,000百万円 ②ビットコインの購入：7,500百万円 ③運転資金：500百万円 ④MMXXへの借入返済：1,000百万円
資金使途変更後の支出予定時期	①2024年10月～2025年6月 ②2024年9月～2024年12月 ③2024年10月～2026年12月 ④2024年10月
現時点における充当状況	①社債の償還：2025年6月までに1,000百万円全額充当済み ②ビットコインの購入：2024年12月までに7,500百万円全額充当済み ③運転資金：2026年12月までに500百万円全額充当予定 ④MMXXへの借入返済：2024年10月までに1,000百万円全額充当済み

（注）当社が、2024年8月6日付「新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社第11回新株予約権（非上場）（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を行うことを決議しておりますが、2024年8月8日付「資金の借入及びビットコインの購入に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、MMXXベンチャーズ・リミテッドよりビットコインを購入するために総額10億円の資金の借入れ（以下「当該借入」といいます。）を行いました。当該借入の返済をするため、2024年10月1日付「（開示事項の変更）資金の借入の繰上返済及び資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表のとおり資金使途を変更しております。

### 第三者割当による第12回新株予約権の発行

割当日	2024年12月16日
-----	-------------

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

発行新株予約権数	29,000 個
発行価額	614 円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	9,507,006,000 円
割当先	EVO FUND
募集時における発行済株式総数	36,268,334 株
当該募集による潜在株式数	2,900,000 株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：29,000 個 (残新株予約権数：0 個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	発行価額の総額 17,806,000 円 行使価額の総額 9,535,200,000 円 発行諸費用 46,000,000 円 差引手取概算額 9,507,006,000 円
発行時における当初の資金使途	①ビットコインの購入：9,167 百万円 ②運転資金：340 百万円
発行時における支出予定時期	①2024 年 12 月～2025 年 6 月 ②2024 年 12 月～2025 年 12 月
資金使途変更後の資金使途	①社債の償還：9,500 百万円 ②運転資金：7 百万円
資金使途変更後の支出予定時期	①2025 年 1 月 ②2024 年 12 月～2025 年 12 月
現時点における充当状況	①社債の償還：2025 年 1 月までに 9,500 百万円全額充当済み ②運転資金：2025 年 12 月までに 7 百万円全額充当予定

(注) 2025 年 1 月 6 日付「第三者割当により発行された第 12 回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況、大量行使、行使完了ならびに第 4 回普通社債及び第 5 回普通社債の繰上償還に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第 12 回新株予約権の行使が完了しております。2024 年 12 月 17 日付「資金使途の変更に関するお知らせ」及び 2024 年 12 月 20 日付「（開示事項の経過）資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社が 2024 年 11 月 28 日に第 12 回新株予約権の発行を取締役会にて決議したときに企図していたビットコインの購入については、第 4 回普通社債及び第 5 回普通社債の発行により調達した資金により確保し、代わりに、第 4 回普通社債及び第 5 回普通社債を償還するための資金について、第 12 回新株予約権の行使によって調達した資金により確保をすることとしたため、変更しております。

### 第三者割当による第 13 回乃至第 17 回新株予約権の発行

割当日	2025 年 2 月 17 日
発行新株予約権数	210,000 個 第 13 回新株予約権：42,000 個 第 14 回新株予約権：42,000 個 第 15 回新株予約権：42,000 個 第 16 回新株予約権：42,000 個 第 17 回新株予約権：42,000 個
発行価額	総額 76,230,000 円 第 13 回新株予約権 1 個当たり 363 円 第 14 回新株予約権 1 個当たり 363 円 第 15 回新株予約権 1 個当たり 363 円 第 16 回新株予約権 1 個当たり 363 円

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

	第 17 回新株予約権 1 個当たり 363 円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	116, 313, 730, 000 円
割当先	EVO FUND
募集時における発行済株式総数	39, 168, 334 株
当該募集による潜在株式数	21, 000, 000 株 第 13 回新株予約権 : 4, 200, 000 株 第 14 回新株予約権 : 4, 200, 000 株 第 15 回新株予約権 : 4, 200, 000 株 第 16 回新株予約権 : 4, 200, 000 株 第 17 回新株予約権 : 4, 200, 000 株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数 : 210, 000 個 (残新株予約権数 : 0 個) 第 13 回新株予約権 : 42, 000 個 第 14 回新株予約権 : 42, 000 個 第 15 回新株予約権 : 42, 000 個 第 16 回新株予約権 : 42, 000 個 第 17 回新株予約権 : 42, 000 個
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	発行価額の総額 76, 230, 000 円 行使価額の総額 116, 655, 000, 000 円 発行諸費用 417, 500, 000 円 差引手取概算額 116, 313, 730, 000 円
発行時における当初の資金使途	①ビットコインの購入 : 111, 313 百万円 ②ビットコイン・インカム事業 : 5, 000 百万円
発行時における支出予定時期	①2025 年 2 月～2027 年 2 月 ②2025 年 2 月～2025 年 12 月
資金使途変更後の資金使途	①社債の償還 : 25, 932 百万円 ②ビットコインの購入 : 85, 381 百万円 ③ビットコイン・インカム事業 : 5, 000 百万円
資金使途変更後の支出予定時期	①2025 年 2 月～2025 年 11 月 ②2025 年 2 月～2027 年 2 月 ③2025 年 2 月～2025 年 12 月
現時点における充当状況	①社債の償還 : 2025 年 11 月までに 25, 932 百万円全額充当予定 ②ビットコインの購入 : 2027 年 2 月までに 85, 381 百万円全額充当予定 ③ビットコイン・インカム事業 : 2025 年 12 月までに 5, 000 百万円全額充当予定

(注) 2025 年 5 月 20 日付「当社 21 ミリオン計画の一環として発行した第三者割当による第 13 回乃至第 17 回新株予約権 (行使価額修正条項付及び行使停止条項付) の全行使完了に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第 13 回乃至第 17 回新株予約権の行使が完了しております。2025 年 2 月 13 日付、2025 年 2 月 27 日付、2025 年 3 月 12 日付、2025 年 3 月 18 日付、2025 年 3 月 31 日付、2025 年 4 月 16 日付、2025 年 5 月 2 日付、2025 年 5 月 7 日付、2025 年 5 月 9 日付及び 2025 年 5 月 13 日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社が 2025 年 1 月 28 日に第 13 回乃至第 17 回新株予約権の発行を取締役会にて決議した当時に企図していたビットコインの購入については、第 6 回乃至第 15 回普通社債の発行により調達した資金により確保し、代わりに、第 6 回乃至第 15 回普通社債を償還するための資金について、第 13 回乃至第 17 回新株予約権の行使によって調達した資金により確保をすることとしたため、変更しております。

### 第三者割当による第 19 回新株予約権の発行

ご注意 : この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

割当日	2025年5月26日
発行新株予約権数	36,000個
発行価額	総額9,180,000円（新株予約権1個につき255円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	381,730,000円
割当先	Eric Trump David Bailey
募集時における発行済株式総数	459,906,340株
当該募集による潜在株式数	3,600,000株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：0個（残新株予約権数：36,000個）
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	9,180,000円
発行時における当初の資金用途	ビットコインの購入
発行時における支出予定時期	なし
現時点における充当状況	なし

### 第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権の発行

割当日	2025年6月23日
発行新株予約権数	5,550,000個 第20回新株予約権：1,850,000個 第21回新株予約権：1,850,000個 第22回新株予約権：1,850,000個
発行価額	総額558,700,000円 第20回新株予約権1個当たり114円 第21回新株予約権1個当たり99円 第22回新株予約権1個当たり89円
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	767,377,700,000円
割当先	EVO FUND
募集時における発行済株式総数	600,714,340株
当該募集による潜在株式数	555,000,000株 第20回新株予約権：185,000,000株 第21回新株予約権：185,000,000株 第22回新株予約権：185,000,000株

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

2025年8月22日における行使状況	1,213,000個 第20回新株予約権：1,213,000個 第21回新株予約権：0個 第22回新株予約権：0個
2025年8月22日における調達した資金の額（差引手取概算額）	発行価額の総額 558,700,000円 行使価額の総額 158,366,000,000円 発行諸費用 3,521,000,000円 差引手取概算額 155,403,700,000円
発行時における当初の資金使途	①社債の返済：12,045百万円 ②ビットコインの購入：733,832百万円 ③ビットコイン・インカム事業：20,000百万円 ④運転資金：1,500百万円
発行時における支出予定時期	①2025年6月～2025年11月 ②2025年6月～2027年6月 ③2025年6月～2027年6月 ④2025年6月～2026年12月
資金使途変更後の資金使途	①社債の償還：72,310百万円 ②ビットコインの購入：673,567百万円 ③ビットコイン・インカム事業：20,000百万円 ④運転資金：1,500百万円
資金使途変更後の支出予定時期	①2025年6月～2025年12月 ②2025年6月～2027年6月 ③2025年6月～2027年6月 ④2025年6月～2026年12月
2025年8月22日における充当状況	①社債の返済：2025年12月までに72,310百万円全額充当予定 ②ビットコインの購入：2027年6月までに673,567百万円全額充当予定 ③ビットコイン・インカム事業：2027年6月までに20,000百万円全額充当予定 ④運転資金：2026年12月までに1,500百万円全額充当予定

## ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始 値	41円	47円	18円	374円
高 値	107円	48円	427円	1,930円
安 値	30円	14円	14円	291円
終 値	47円	17円	348円	842円
株価収益率	2.8倍	－倍	15.3倍	－倍

- (注) 1. 各株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（JASDAQ（スタンダード））におけるものであります。
2. 2025年12月期の株価については、2025年8月26日（火）現在で記載しております。
3. 株価収益率については、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2023年12月期は、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。また、2025年12月期については未確定のため記載しておりません。
4. 当社は、2024年8月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っており、また、2025年4月1日付で当社普通株式1株につき10株の割合による株式分割を実施しております。

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。

ので、上記においては、2022年12月期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われた前提の数値としております。

- ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

本海外募集に関し、当社株主であるサイモン・ゲロヴィッチ及びMMXXベンチャーズ・リミテッドは、引受人に対して、発行価格等決定日に始まり、本海外募集の受渡期日から起算して60日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等（単元未満株式の買取請求による当社普通株式の売却又は譲渡、当社による自己株式の取得に応じた当社普通株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は引受人に対して、ロックアップ期間中は、引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本海外募集に係る新株式発行、株式分割による新株式発行等、ストックオプション又は新株予約権の行使に基づく当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、引受人は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

(5) 安定操作について

本海外募集に関して、安定操作取引は行われません。

以上

ご注意：この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募又は公への販売は行われません。